

# 虐待の予防事業について

(高齢者虐待について)

飯塚市 福祉部 高齢介護課



# 1.高齡者虐待防止法について

「高齡者虐待の防止、高齡者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成 18 年(2006 年)4 月 1 日施行)では、高齡者虐待への定義づけを行うとともに、同法の目的について下記のように示しています。(一部抜粋)

## 法律の目的

(前略) 高齡者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齡者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

高齡者虐待防止法上の各語については下記のように定義されています。

## 定義

- 高齡者とは・・・65 歳以上の者(※1)
- 養護者とは・・・高齡者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のものをいう。
- 高齡者虐待とは・・・養護者による高齡者虐待及び養介護施設従事者等による高齡者虐待をいう。

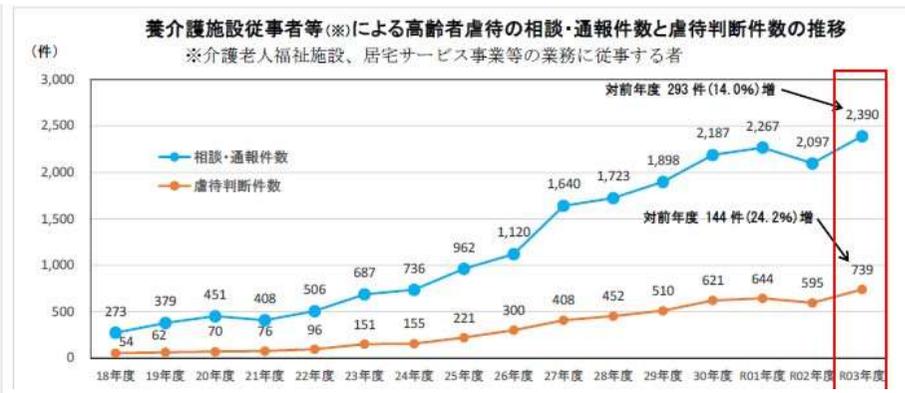
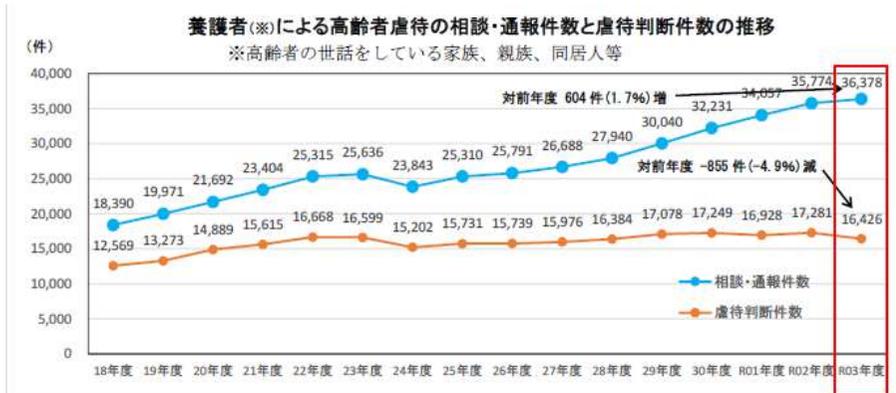
同法上において、高齡者虐待は、大きく以下の 2 つに分けられます。

- ① 養護者による高齡者虐待(法第 2 条 4 項)
- ② 養介護施設従事者等による高齡者虐待(法第 2 条 5 項)

※1:ただし、65 歳未満の者であって養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又はその他養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者については、「高齡者」とみなして養介護施設従事者等による虐待に関する規定が適用されます(同法第 2 条第 6 項)。

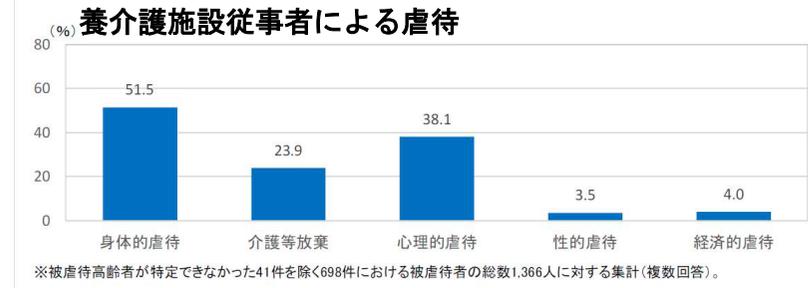
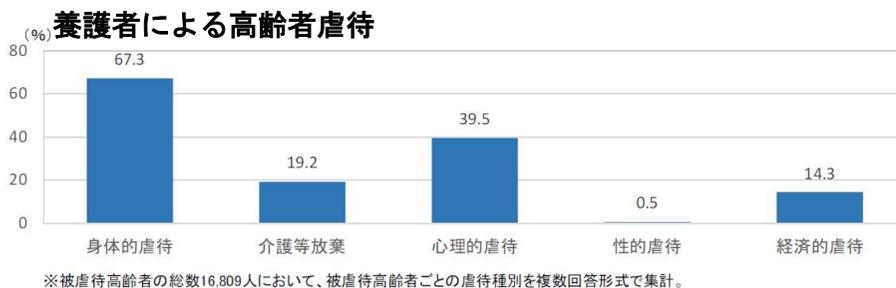
# 2.高齢者虐待の現状

令和3年に厚労省が行った「高齢者虐待防止法に基づく調査結果の概要」によると、高齢者虐待防止法が施行された平成18年より高齢者虐待の相談・通報件数は増加傾向にあります。



出典：厚生労働省 令和3年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果

また、高齢者虐待の内容としては、養護者、養介護施設従事者のどちらも同様の傾向を有しており、およそ半数以上を「身体的虐待」が占めており、次いで心理的虐待が多く約40%となっております。(複数回答を含む)



出典：厚生労働省 令和3年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果

### 3.高齡者虐待の分類

分類	特徴	具体例
身体的虐待	高齡者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。	叩く、殴る、蹴る、介護がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける等
介護・世話の放棄・放任	高齡者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齡者を養護すべき(職務上の)義務を著しく怠ること。	おむつが汚れている状態を日常的に放置している、ナースコール等を使用させない、手の届かないところに置く等
心理的虐待	高齡者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齡者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。	怒鳴る、罵る、「意味もなくコールを押さないで」、「なんでこんなことができないの」などと言う等
性的虐待	高齡者にわいせつな行為をすること又は高齡者をしてわいせつな行為をさせること。	人前で排せつをさせたり、おむつ交換をしたりする。またその場面を見せないための配慮をしない等
経済的虐待	高齡者の財産を不当に処分することその他当該高齡者から不当に財産上の利益を得ること。	金銭・財産等の着服・窃盗等（高齡者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する、おつりを渡さない）、立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる等

参考：厚生労働省 市町村・都道府県における高齡者虐待への対応と養護者支援について（平成30年3月改訂）

# 4. 高齢者虐待の防止等に対する各主体の責務等

高齢者虐待防止法では、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、国及び地方公共団体、国民、高齢者の福祉に業務上又は職務上関係のある団体及び従事者等に対する責務が規定されています。

## 国及び地方公共団体の責務等

国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、以下の責務が規定されています。

- 国及び地方公共団体は、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めること。（第3条第1項）
- 国及び地方公共団体は、支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めること。（第3条第2項）
- 国及び地方公共団体は、高齢者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うこと。（第3条第3項）

## 国民の責務

国民は、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければなりません。（第4条）

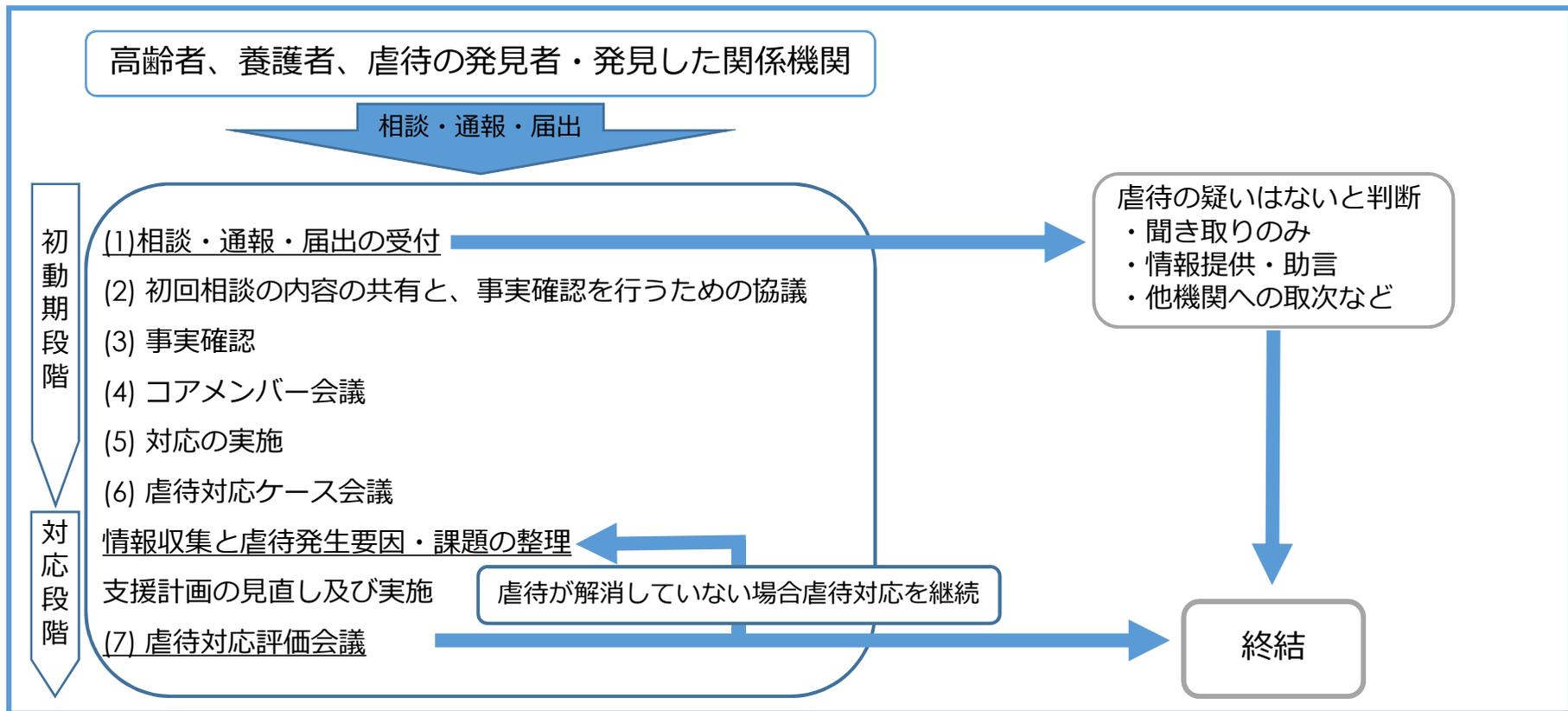
## 保健・医療・福祉関係者の責務

高齢者の福祉に業務上又は職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければなりません。また、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努める必要があります。（第5条）

# 5.飯塚市における養護者による虐待への対応

高齢者虐待防止法では、高齢者虐待の防止、虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び養護者に対する支援について、市町村が第一義的に責任を持つことが規定されています。飯塚市においても令和5年度より「高齢者虐待防止マニュアル」を策定し、行政を責任主体として、地域包括支援センターをはじめとする、様々な関係機関と連携し対応しています。

## 飯塚市における養護者による高齢者虐待への対応フロー



## 5-1.飯塚市における養護者による虐待の予防に関する取り組み①

### 総合相談業務

地域包括支援センターを市内全域に11箇所設置し、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、介護に悩む養護者及びその家族に対して、各種サービスに係る情報提供や関係機関に繋ぐことで、介護負担の軽減を図っています。

	R3	R4
全体相談件数	8,652件	9,243件

### 相談、通報等による対応

虐待等に係る相談・通報に基づき、速やかな事実確認、対処方法の検討を行い対応しています。虐待疑いのある世帯に関わっている、関係者を交えたケース会議を開催し、状況の確認、及び対応策（分離・見守り・養護者への助言等）の検討を行い、虐待状態の解消が確認されるまで、支援を行っています。

	R3	R4
虐待（疑い含む）通報件数	17件	26件
虐待認定件数	1件	9件

### 周知や啓発

高齢者虐待防止等について周知、啓発に努めています。  
市報（地域包括支援センターだより）に高齢者虐待の防止について掲載しています。

	R3	R4
掲載回数	1回	1回

## 5-1.飯塚市における養護者による虐待の予防に関する取り組み②

### 認知症への理解・対応 ①

幻視・妄想、物忘れ、感情のコントロールが効かなくなる等、認知症の症状悪化が高齢者虐待の原因になることもあることから、適切な支援が受けられるよう、相談窓口、医療機関等を掲載している認知症ケアパスを配布しています。

	R3	R4
ケアパス配布部数	1,908冊	2,432冊

### 認知症への理解・対応 ②

認知症に対する正しい理解を促進するため、認知症サポーター養成講座を実施しています。

	R3	R4
講座回数（受講者人数）	13回（284人）	28回（515人）

※受講者延べ人数 12,309人

### 高齢者及び介護者の在宅生活支援体制

多職種が参加する研修会を開催し、在宅医療・介護連携の推進、困難事例の紹介など、情報共有を行う事で、高齢者が在宅で生活するための支援体制の充実を図っています。

	R3	R4
参加者数（年4回）	598人	561人

## 5-1.飯塚市における養護者による虐待の予防に関する取り組み③

### 地域における見守り体制の充実

民生委員や福祉委員をはじめ、老人クラブ・ボランティア等と連携して、平時より一人暮らしの高齢者等の見守り活動を推進しています。  
民間事業者との見守り活動に関する協定を継続し、各事業者の業務活動を通じた見守り活動を推進しています。また、新規事業者を募り、さらなる体制の強化に努めています。

### 家族介護者支援

#### ○家族介護者支援の充実

従来の「介護手当給付」等を充実させ、家族介護者の負担軽減と、要介護者の在宅生活継続を支援します。

地域に出向いた相談会の実施などを検討。

ヤングケアラーを支援している関係部局との連携を行います。

#### ○重層的支援体制整備事業の推進

地域包括支援センターの総合相談を通じて必要に応じ重層的支援につなげ、伴走的な支援を行うことで、複合的な家族介護者に関する問題を解決します。

地域の見守り活動と連携して、支援が必要な高齢者及び家族介護者の把握を行います。

## 6.飯塚市における養介護施設従事者等による虐待への対応

養介護施設従事者等とは・・・

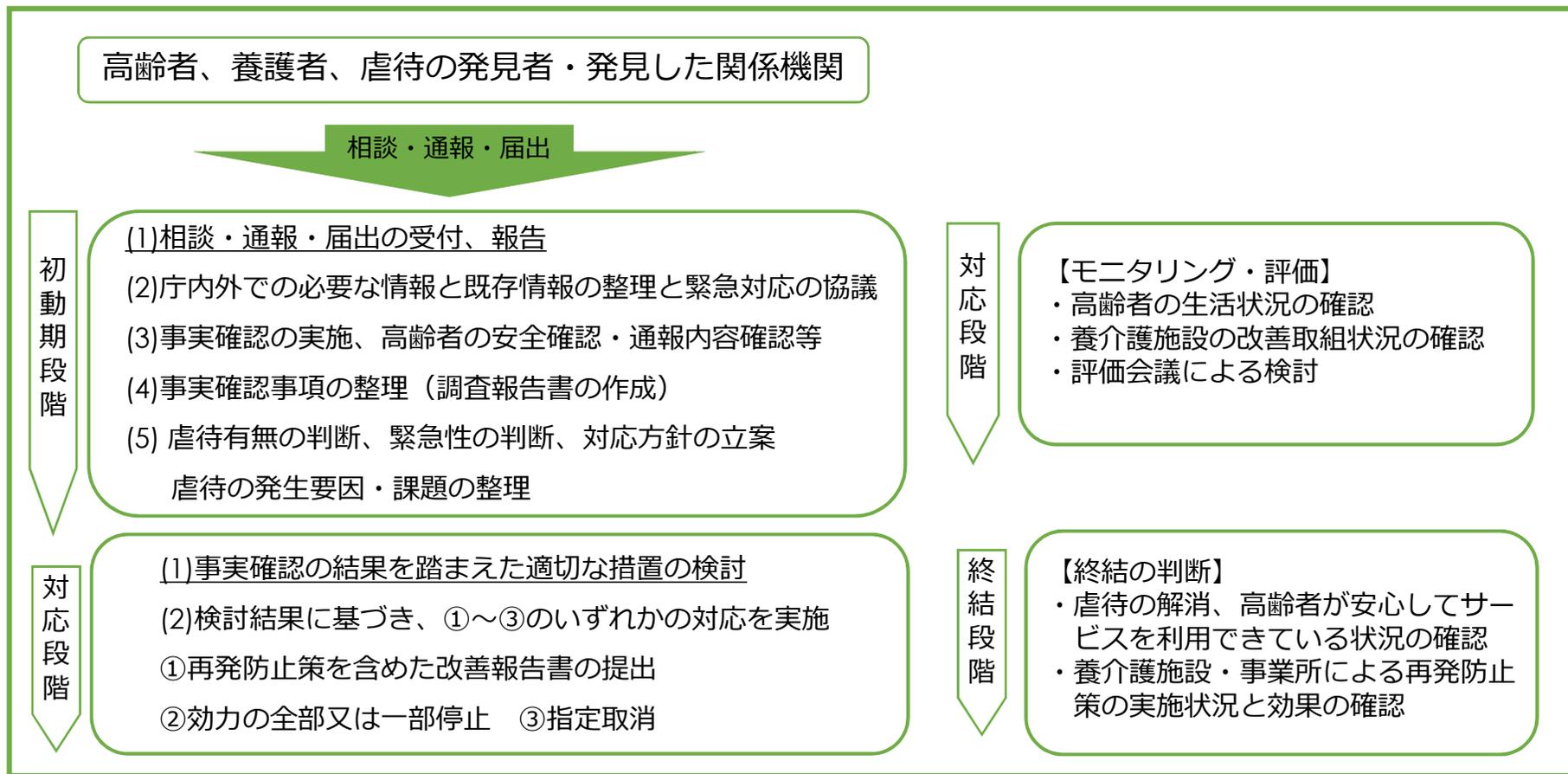
指定権限	養介護施設		養介護事業		養介護施設従事者等
	都道府県	市町村	都道府県	市町村	
老人福祉法による規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>老人福祉施設</li> <li>有料老人ホーム</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>老人居宅生活支援事業</li> </ul>		養介護施設 又は 養介護事業 の業務に 従事する職員
介護保険法による規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護老人福祉施設</li> <li>介護老人保健施設</li> <li>介護療養型医療施設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域密着型介護老人福祉施設</li> <li>地域包括支援センター</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>居宅サービス事業</li> <li>介護予防サービス事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域密着型サービス事業</li> <li>地域密着型介護予防サービス事業</li> <li>居宅介護支援事業</li> <li>介護予防支援事業</li> </ul>	

出典：市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（令和5年3月厚生労働省 老健局）

(※)業務に従事する者とは、直接介護サービスを提供しない者（施設長、事務職員等）や、介護職以外で直接高齢者に関わる他の職種も含まれます（高齢者虐待防止法第2条第5項）

## 6-1.飯塚市における養介護施設従事者等による虐待の予防に関する取り組み

### 養介護施設従事者等による高齢者虐待対応への対応フロー (市町村が指定権限を有する事業所の場合)



## 6-1.飯塚市における養介護施設従事者等による虐待の予防に関する取り組み①

### 相談・苦情受付業務

	令和3年度	令和4年度
事業所へのサービス苦情受付件数	33件	84件
内、虐待の疑いがあるとした件数（虐待認定数）	3件（1件）	5件（0件）

（通報事例）

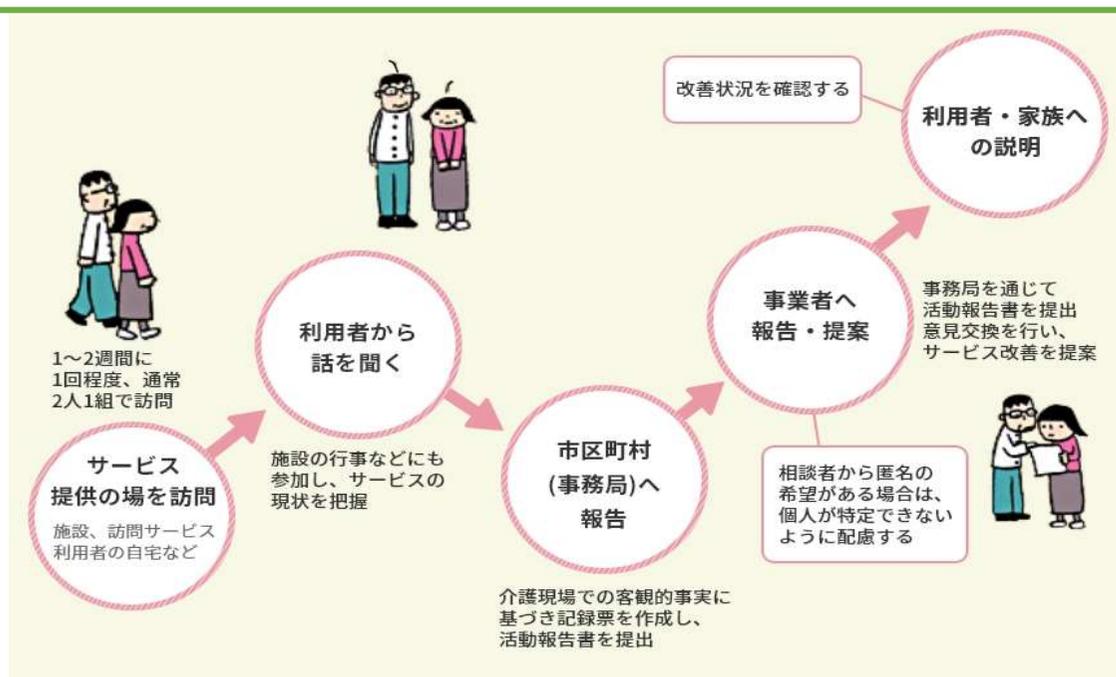
- 利用者へ暴言を吐いた。強い口調で叱責した。
  - 利用者の体調に異変がみられたのに放置した。
  - 職員の判断で身体拘束を行った。
- 等

### 介護サービス相談員の市内施設への訪問事業について～

本市は、介護保険制度の開始当初（平成12年）から市内施設等へ介護サービス相談員を派遣しています。

市に登録された介護サービス相談員（\*）は、介護サービス施設等を訪問し、利用者の疑問や不満、不安を受け付け、介護サービス提供事業者及び行政との橋渡しをしながら、問題の改善や介護サービスの質の向上に取り組んでいます。相談員は、個人の好き嫌いによる要望なのか、介護の質に関わるものか、虐待・詐欺などにあたるのか、など事実確認を経てみきわめます。現状を市へ報告した上で事業者側と意見交換を重ねて問題のありかを提示し、サービスの質の改善につながる提案をします。また、行政機関の関与が必要な場合は、市を通じて適切な対応策を取ります。公平な立場の介護サービス相談員の存在は、利用者に安心感をもたらします。

\* 事業の実施に相応しい人格と熱意を有し、一定水準以上の研修を修了した者



	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (9月末現在)
介護サービス相談員数	10名	10名	11名
訪問回数	0回 (コロナにより訪問中止)	延べ183回 (9月から訪問再開)	延べ290回
訪問受入可能事業所数	0事業所	42事業所	47事業所

## 6-1.飯塚市における養介護施設従事者等による虐待の予防に関する取り組み②

### 指導業務

高齢者虐待を防ぐために、令和6年4月以降義務化されることについて介護サービス事業所へ集団指導、運営指導を行っています。

※ 集団指導において、制度改正や介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の内容などについて、介護保険事業者に周知徹底させることを目的とし、講習等の方法で実施しています。  
対象は、市内地域密着型サービス、居宅介護支援、介護支援事業所に対して年に1度実施します。  
(令和5年度対象事業所数は128事業所)

※ 運営指導において、事業所の運営・人員・設備状況の確認を行うことで、介護給付等対象サービスの質の確保と利用者保護及び保険給付の適正化を図ることを目的とし、下記について確認、未整備の事業所においては早急に整備するよう指導しています。  
実施頻度は3年に1度、新規指定の場合は開設1年後にも運営指導を実施します。

名称	対象サービス	令和6年4月から義務化されること
高齢者虐待防止の推進	全サービス	虐待の発生又はその再発を防止するための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果について従業者に対して周知を行うとともに、必要な指針を整備し、研修を定期的を実施すること。また、これらを適切に実施するための担当者を置くこと。

※また飯塚市では、条例において指定地域密着型サービス事業者等に対し、「人権・虐待に関する研修」を年に1度、職員に対して実施することとしています。

出典：令和5年度末で経過措置期間を終了する令和3年度介護報酬改定における改定事項について（介護最新情報vol.1174）

## 6-1.飯塚市における養介護施設従事者等による虐待の予防に関する取り組み③

啓発業務

### 虐待防止・権利擁護研修会について

日時 令和5年12月26日（火）

場所 飯塚市総合体育館 多目的ホール（飯塚市鯉田1560-4）

午前の部：9：45～12：00 午後の部：13：45～16：00

講義・演習「ストレスや人間関係が虐待につながる仕組みと予防方法」等



その他、毎年行われる、介護サービス事業所への「集団指導」の際にも、「高齢者虐待防止・身体拘束」について福岡県作成の資料等を用いて研修を実施しています。

